

社会保険 いばらき

9

茨城事務センターは埼玉広域事務センターと統合します

2017 September
NO. 470

- 9月分の保険料は新しい標準報酬月額で
- 健康診断のご案内
- 70歳～74歳の方の高額療養費制度について
- 従業員等の住所を定期的に確認しましょう



「ローカル線」(撮影・大子町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

平成29年10月1日より

茨城事務センターは埼玉広域事務センターと統合します

各種届書は埼玉広域事務センターへ直接郵送をお願いします。

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は、現在各都道府県事務センターで行っております。

この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、茨城事務センターを埼玉広域事務センターへ統合することとなりました。現在、**茨城事務センターへ送付している各種届書については、平成29年10月1日以降は下記の埼玉広域事務センターへ送付**してください。

所在地：〒330-8530

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20

住友生命浦和テクノシティビル3階

名称：埼玉広域事務センター

※埼玉広域事務センターは現在の茨城事務センターと同じく郵送のみの受付となります。届書作成や制度についてのご相談は管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

※電子申請(e-Gov)を利用した届出については、提出先に変更はありません。(現行と同様に、xx年金事務所(茨城事務センター)を選択してください。)

お問合せ先

水戸北年金事務所

〒310-0062 水戸市大町2-3-32

電話：029-231-2283 (音声案内3番)



平成29年9月分の保険料から

新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出いただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。
この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更に応当する場合を除き、平成29年9月分から平成30年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。

よって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、平成29年10月に支払われる給与からとなります。

年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

事業主の皆様へ

標準報酬月額は、給与から控除する保険料の基礎となるだけでなく、将来受ける年金額の計算ベースにもなりますので、必ず、被保険者に通知して下さい。

厚生年金保険の保険料率が改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

平成29年9月分（平成29年10月31日納付期限分）からの保険料率は、次のとおりです。

【一般】

現 行

変更後

一般の被保険者	18.182%	➡	18.300%
厚生年金基金加入者	13.182%~15.782%	➡	13.300%~15.900%

【坑内員・船員】

現 行

変更後

一般の被保険者	18.184%	➡	18.300%
厚生年金基金加入者	13.184%~15.784%	➡	13.300%~15.900%

*健康保険料率、介護保険料率、子ども・子育て拠出金率に改定はありません。

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

今年度の健診はお済みですか?

平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)

健康診断のご案内

年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

生活習慣病予防健診(被保険者さまの健診)について

35歳～74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です。

- ◆ **がん検診の内容も含まれます!** (肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。
- ◆ **とってもおトク!**
健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので、**18,500円相当の健診を約7,000円の自己負担**で受けることができます。
- ◆ **定期健康診断の内容をすべて含みます!**
事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。

受診までの流れ



特定健康診査(被扶養者さまの健診)について

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方が対象の健診です。

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象の健康診断で、基本的な項目に加え、医師が必要と判断した場合には詳細な項目も補助の対象となります。

受診の際には、保険証・特定健診受診券・健診費用(自己負担額)が必要です。

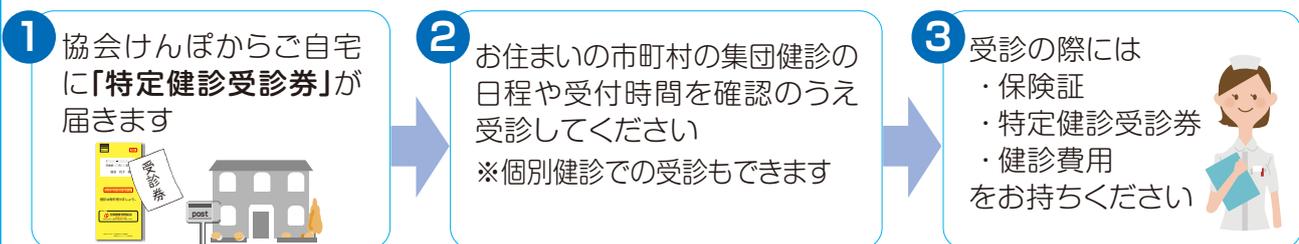


❖ 受診場所と自己負担額

個別健診	協会けんぽの契約医療機関で受診する場合の自己負担額は 1,916円 です。
集団健診	市町村が実施する集団健診の会場(保健センターや公民館など)で受診する場合の自己負担額は 500円 です。

お住まいの市町村では、がん検診も受けられます!
がん検診についての詳細は各市町村の広報をご覧くださいか、お住まいの市町村へお問い合わせください。

❖ 受診までの流れ



70歳～74歳の方の高額療養費制度について

平成29年8月から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が、下記のとおりに変更となりました。

平成29年7月診療まで			平成29年8月～平成30年7月診療まで		
所得区分	自己負担限度額		所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人)	外来+入院 (世帯)		外来 (個人)	外来+入院 (世帯)
現役並み 〔標準報酬 28万円以上〕	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% 〔44,400円〕	現役並み 〔標準報酬 28万円以上〕	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% 〔44,400円〕
一般 〔標準報酬 26万円以下〕	12,000円	44,400円	一般 〔標準報酬 26万円以下〕	14,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 〔44,400円〕
低所得Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円	低所得Ⅱ (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円	低所得Ⅰ (所得が一定基準以下)		15,000円

70歳以上の自己負担限度額の引き上げ

- 外来（個人）の自己負担限度額が、所得区分が現役並み区分で44,400円から**57,600円**へ、一般区分で12,000円から**14,000円**に引き上げられました。
- 外来+入院（世帯）の自己負担額が、一般区分で44,400円（多数該当なし）であったものが**57,600円（多数該当44,400円）**となりました。

70歳以上の外来における年間の高額療養費

- 基準日（7月31日）時点の所得区分が**一般区分か低所得区分に該当している場合は**、計算期間（前年8月1日～7月31日）のうち、**一般区分か低所得区分であった月の**外来（個人）の自己負担額の合計が**144,000円**を超えた額が払い戻されます。

《お問い合わせ先 業務グループ ☎029-303-1582》

【茨城県医師会主催】生活習慣病中央地区健康フォーラムで骨密度を測ってみませんか？

協会けんぽ茨城支部は、茨城県医師会と締結した健康づくりの推進に向けた覚書に基づき、茨城県メディカルセンターにて茨城県医師会が開催する「生活習慣病中央地区健康フォーラム」に参加いたします。

当日は、料理研究家の浜内千波さんによる特別講演のほか、各団体による健康情報ブースの出展があります。

協会けんぽのブースでは
骨密度の測定を**無料**で実施します！

この機会にご自身の生活習慣について振り返っていただくことで、皆さまの健康づくりのサポートをいたします。ぜひご参加ください！

生活習慣病中央地区健康フォーラム

日時 平成29年 **9月23日** 土・祝
12:30～16:00

場所 **茨城県医師会 1階研修講堂**
水戸市笠原町489（茨城県メディカルセンター内）

定員 **480名** **参加無料**

※ご参加にあたっては事前申込が必要です。
下記へお申込みください。

お申込み先 **主催 茨城県医師会**
TEL.029-241-8446 〒310-0852 水戸市笠原町489
FAX.029-243-5071

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
☎029-303-1500（代表）

日本年金機構からのお知らせ



事業主の皆様へ

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう！

～「住所一覧表」提供サービス～

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。

ご利用
ください！



正しい住所が届けられていると…

- 年金の受給開始年齢の3ヵ月前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになります。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

申出書は日本年金機構ホームページ、
(<http://www.nenkin.go.jp/>) 又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表提供申出書	
事業所整理記号	
事業所番号	
提供の方法 (希望する方を○で囲むこと)	1. 一覧表 2. 電子媒体 (DSV形式)

※ 従業員が1,501人以上の事業所は、電子媒体のみの提供になります。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様および被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、茨城事務センター（※1）に提出してください。

※所定の様式による届出も可能です。

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、茨城事務センター（※1）へ提出してください。

※1 平成29年10月1日からは埼玉広域事務センターになります。

ご不明な点は、事業所等を管轄する年金事務所へお問い合わせください。